

# 誓 約 書

私は、日本ロックセキュリティ協同組合（以下単に「組合」と言います）に加入するに当たり、組合の定款、規約及び倫理規定・行動規範を遵守すると共に、下記事項について誓約致します。

万一、下記誓約事項に違反した場合には、組合の定める除名事由に該当するものとし、定款の定めに従って、除名処分を受けることについて如何なる異議も申し立てないと共に、当該問題の解決に至るまで私の貴組合に対する出資金の返還を凍結されることについても何ら異議も申し立てないことを併せて確認致します。

## 記

1. 組合の信用を害し、組合の事業の妨げとなるような次の各行為に類する行為は、一切致しません。また、組合を脱会した後といえども決して致しません。

- ① 錠については勿論、その他取り扱うセキュリティ機器全般についての専門的な機能、知識ないし技術を一般に開示あるいは漏洩すること。
- ② 仕事上知り得た客先のセキュリティ状況やプライバシーを開示あるいは漏洩すること。
- ③ 解錠方法を一般（業とする者以外）に公開したり、解錠工具をむやみに販売したりすること。
- ④ 紛失鍵製作方法を一般（業とする者以外）に公開したり、それらの特殊工具をむやみに販売したりすること。
- ⑤ 犯罪状況についてなどの説明に於いて、必要以上の不安感や恐怖心を煽ってしまうような言動や行動を取ること。
- ⑥ 自らの知識、技術、組織の規模による提供可能な業務内容を超える仕事を受注すること。
- ⑦ 社会一般常識の範囲を逸脱するような対価を請求し、受領し、或いは、一般人に誤解を生じさせるような不適切な説明を行うこと。

2. 組合の事業を不正に利用したり、組合の事業の利用に関連して不正の行為をしたと解せられるような次のような各行為は決して行いません。

- ① 自らの知識、技術が伴わない業務内容についても、組合員であることであたかも取り扱っているような表示、表現をすること。
- ② 脱会したにも拘わらず、組合員である旨の表示を継続し、組合員として振舞うこと。

3. 犯罪となるような行為を行ったり、組合員として信用を失うと考えられるような次の各行為は決して行いません。

- ① 緊急の名の下に、不適切な技能を用いること。
- ② 鍵及び鍵に代わる照合物や照合方法の管理、並びに、取り扱いに対する注意を怠り、信頼を損なうような事態を発生させ、疑いを持たれるような事態を招くこと。

4. その他

- ① 脱会した場合には、速やかに組合員として表示されているものをすべて組合に返還ないし廃棄し、右処理について組合が確認するまでは、出資金を組合に預託しておくことを了承し、脱会に伴う諸手続きが行われていない場合に、組合が替わって行う破棄費用や損害賠償の請求に応じること。

## ※注意

加入申込書等に虚偽の申請があった場合や面接等で虚偽の申告をした場合には、除名処分の対象となります。

以 上

平成 年 月 日

日本ロックセキュリティ協同組合 殿

加入希望者住所

加入希望者氏名

（自署押印）